第二条　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　スペインにおいては、

(i)　個人に対する所得税

(ii)　法人税

(iii)　非居住者に対する所得税

（以下「スペインの租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「スペイン」とは、スペイン王国をいい、地理的意味で用いる場合には、スペイン王国の領域（内水、上空及び領海を含む。）並びにその領海の外側に位置する区域であって、スペイン王国が国際法に基づいて、かつ、スペイン王国の国内法令の適用上、海底、その下及び上部水域並びにそれらの天然資源に関して管轄権又は主権的権利を行使し、又は将来において行使することができる全ての区域をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスペインをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(i)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　スペインにおいては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l)　一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i)　専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの

(ii)　専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。